

議案第34号

つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年9月2日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例の一部を改正する条例

つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例（平成13年つくば市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

つくば市立真瀬小学校放課後児童室	つくば市真瀬2103番地
------------------	--------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 つくば市立真瀬小学校放課後児童室に係る利用の許可その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（提案理由）

つくば市立真瀬小学校放課後児童室を令和9年度から公営で運営するため、この
条例案を提出するものである。

つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例（平成13年つくば市条例第9号）新旧対照表

改正後		改正前	
本則・附則（略）		本則・附則（略）	
別表第1（略）		別表第1（略）	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
（略）	（略）	（略）	（略）
つくば市立真瀬小学校放課後児童室	つくば市真瀬2103番地		

議案第 34 号

つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例 の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市こども・保健部こども育成課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

つくば市立真瀬小学校の放課後児童室は、保護者会で運営しているが、代表者から令和 9 年 3 月 31 日で運営を終了したいとの申出があったことに伴い、令和 9 年 4 月 1 日から公営で運営するため、所要の改正を行う。

○ 他自治体の状況等

特になし。

○ 上位計画又は関連計画等

- ・放課後児童対策パッケージ 2026（こども家庭庁・文部科学省）
- ・第 3 期つくば市子ども・子育て支援プラン

○ 根拠法令及び関係法令等

- ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項
- ・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 項第 5 号

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

公営で運営することで、つくば市立真瀬小学校の児童が引き続き放課後児童室を利用することができる。